

川崎市要保護児童対策地域協議会宮前区実務者会議設置要綱

(一部改正 令和4年11月1日4川宮地支第213号区長専決)

(一部改正 令和2年4月1日2川宮地支第108号部長専決)

(一部改正 平成31年4月1日31川宮地支第25号部長専決)

(平成29年4月1日29川宮地支第1168号区長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成18年4月1日18川健ここ第18号）第5条の規定により設置する宮前区実務者会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 宮前区実務者会議は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第3条 宮前区実務者会議は、代表者部会及び連携調整部会によって組織する。

(会長)

第4条 宮前区実務者会議に会長を置き宮前福祉事務所長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、宮前区実務者会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(代表者部会)

第5条 代表者部会は、別表1に掲げる行政機関、関係機関等により構成し、宮前区実務者会議が円滑に機能するための環境整備等を目的として、次の各号に掲げる事

項を所掌する。

- (1) 宮前区実務者会議の年間活動方針に関すること。
 - (2) 要保護児童対策を推進するための啓発活動や研修に関すること。
 - (3) その他宮前区実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項。
- 2 代表者部会に委員長及び委員を置くことができる。
 - 3 代表者部会の委員は、構成機関から推薦される者をもって充てる。
 - 4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 5 代表者部会は会長が招集し、事務局を宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課に置く。
 - 6 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を求めることができる。

（連携調整部会）

第6条 連携調整部会は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）及び児童相談所、ならびに個別の支援対象児童等に関わりのある関係機関等によって構成し、法第25条の2第2項に規定する支援対象児童等（以下「支援対象児童等」という。）の支援が円滑に実施されるよう、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象児童等とその支援に係る情報共有、支援方針、主担当機関の決定等に関すること。
- (2) 支援を行っている事例の総合的把握（事例の評価及び支援方針の検討）に関すること。
- (3) その他連携調整部会の設置目的を達成するために必要な事項

（宮前区実務者会議調整機関）

第7条 宮前区実務者会議調整機関は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宮前区実務者会議の事務の総括に関する業務
 - ア 宮前区実務者会議における協議事項の案の作成その他開催の準備に関するこ

と。

イ 宮前区実務者会議の議事運営に関すること。

ウ 宮前区実務者会議に係る資料の保管に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関する業務

ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等などの連絡調整に関すること。

(守秘義務)

第8条 宮前区実務者会議に出席した者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮前区実務者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、川崎市要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

川崎市要保護児童対策地域協議会宮前区実務者会議代表者部会 構成機関（順不同）

関係機関名	
1	宮前区民生委員児童委員協議会
2	宮前区社会福祉協議会
3	（公財）かわさき市民活動センター
4	民間保育園
5	川崎市立保育園
6	川崎市幼稚園協会
7	至誠館さくら乳児院 かわさきさくら児童家庭支援センター
8	児童養護施設川崎愛児園 まぎぬ児童家庭支援センター
9	川崎西部地域療育センター
10	川崎市立小学校長会 宮前支部
11	川崎市立中学校長会 宮前支部
12	聖マリアンナ医科大学病院
13	神奈川県宮前警察署
14	川崎市中部児童相談所
15	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 保護課
16	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 高齢・障害課
17	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 学校・地域連携担当
18	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所） 保育所等・地域連携担当
19	宮前福祉事務所長の指定するもの